



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおけるグラン・コールとしての国務院の一考察（一）
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 28(2), 1-27
Issue Date	1977-10-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16237
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(2)_p1-27.pdf



フランスにおける

グラン・コールとしての国務院の一考察 (一)

深 瀬 忠 一

目 次

- 一 序——グラン・コールとは
- 二 国務院構成員の優秀性について
- 三 国務院構成員の自由な院外勤務の特権的慣行について
- 四 「指導職員団」としての国務院の影響力について(以上本号)
- 五 諮問機関および行政裁判機関としての影響力について
- 六 結びに代えて——フランス高級官僚制の特色の一断面

一 序——グラン・コールとは

フランスの行政ないし官僚制においてコール corps^{(1)のa}という言葉が、屢々用いられる。わが国では、通常、職員団な

いし職員群と訳されている。それが、フランスにおいて、法律的用語として公式文書に使用されている場合がないで^{(1)のト}はないが、そこでの公用定義は通称コールと呼ばれている実体と必らずしも一致しない。

さらに筆者は、二度目の渡仏留学（一九六八年）において、行政機構ないし官僚制に興味をもち研究調査をはじめ⁽²⁾た際、グラン・コールないしグラン・コール・ド・レタ Grands Corps de l'Etat と呼ばれる一群の高級官僚集団が存在し、極めて高いプレステイジと国家行政上必要な実権と影響力を保持しているという実態にふれた。筆者は、それを一応「枢要国家職員群⁽²⁾」と訳しておいたが、「国家大職員団」が直訳であり、その範囲⁽³⁾については必らずしもはつきりしていない。しかし、グラン・コールのうちに、國務院 Le Conseil d'Etat、財政監察院 L'Inspection des Finances、会計検査院 La Cour des Comptes、という三つの行政統制機関の職員団が必らず這入るといってよいこと、そしてそれら三つのグラン・コールが他の活動的行政諸官庁の職員群⁽⁴⁾に対して実態上一種の階層制的優越性⁽⁴⁾をもっているという、フランス特有の現象に注目せざるをえなかった。わが国⁽⁵⁾その他先進自由民主制国の官僚制にもそのような例はないといえよう。

これらグラン・コールが、フランス行政ないし官僚制の最高・中枢部にあつて、行政上のみならず政治的にどのような実際上の役割を果しているかという問題の解明は、フランス行政・官僚制の全体像さらには政治制度の実際的構造・機能を分析・理解するために一つの重要な問題点たるを失なわないと考えた。

國務院が、フランスにおける政府の一般的諮問機関として、またとりわけ行政最高裁判所として、諸外国⁽⁶⁾としてわが国の行政法学者に注目され、紹介⁽⁷⁾され、その行政判例の研究がなされてきた。しかしながら、國務院が、グラン・コールの最たるものとされ、フランスの行政・行政裁判・公的諸部門（公企業・私企業部門に及ぶ）さらに政治的領域において実際上果している重要な役割（性格、重要性、範囲、影響力）については、殆んど紹介・検討されるところ

るがなかったといえるのではあるまいか。そのような、いわば行政学⁽⁹⁾ (science administrative) 的アプローチによる研究は、「第五共和制下における行政」政治的テクノストラクチャー⁽⁹⁾」あるいは「権力の座について行政」⁽¹⁰⁾の社会科学の分析と検討が重要な——しかし困難な——研究課題となってきた今日、すぐれて法律(行政法)専門家ないしテクニシヤンの集団といえる國務院の現実的役割を測定し、また高級官僚群の実際の機能を検討するために必要な研究テーマの一つであるように思われる。

本稿は、そのような問題意識と視角からの國務院の粗描的一考察であるが、田中先生からたまわった多年の学恩に対する深い感謝の意を表するため(先生の「古稀記念」論文集⁽⁶⁾に収録いただきたいと努力したが、さし迫った渡仏講義準備等のため結局期限に間に合わなかった非力を御詫びしつつ)、まとめ得た限りを(実証的研究として必要な、一九六八年以降の最近の資料・情報にも欠けた。来る滞仏期間中補充を試みたい)、献呈することをお許しいただきたいと思う。

(一)の a *littré* 辞典によれば、*corps* とは「国家ないし教会内において一定の絆で結合されて存在しあるいは作用を果す団体。僧侶団、貴族団。国家大職員団」⁽¹⁾。またその例として、*corps constitués* としての「種々の裁判所ないし行政庁があり、国民団体や立法府ないし憲法制定団体と対立して用いられる」とある。右、国家大職員団という言葉は、同辞典初版、一八六三年に既に知られていたわけである。なお、通常、この用語は共和二年收獲月二十四日(一八〇四年七月三日)命令にはじめて現れたといわれる(例えば、R. Isay, *Introduction, Grands corps et Grands commis, in Revue des Deux Mondes*, avril 1958, p. 632 note 11)が、P. Escoube (*Les grands corps de l'Etat*, P.U.F., Q.s.-j., 1971, p. 5-6. この小著は本問題につき便利な好著)は、同命令には「行政および司法の職員団」という用語がみられるにすぎないという。

(一)の b 一九四七年七月二十四日統令四七—三三〇号の文言によれば、「同一の特別の規則に服し、同じ昇進表に記入加盟した後、選拔的昇進によって同じ位階で通常の職務を行なっている公務員達を、一職員団を構成するものとする」となっている。しかしこの定義では、グラン・コールと呼ばれる職員団とくに國務院の実態と一致しない。國務院には、選拔的昇進も、昇進表もないからである。ケスラー (M.-Ch. Kessler, *Le Conseil d'Etat*, Colin, 1968, p. 142, note 2. 本書は、アンケート等による詳しい実

証的研究。本稿は約一〇年前のこの文獻に負うところが多い）は、コールの「社会学的性質」が解明さるべきだと指摘している。
 (2) 拙稿、フランス高級官僚養成の制度と実態、現代ヨーロッパ法の動向、石崎政一郎先生古稀記念、勁草書房、一九六八年、一二頁以下、とくに一六〇—一六四頁参照。گرانには、偉大ないし実権・影響力の大きいというニュアンスが含まれていると思われるが。

(3) 例えば、*La Revue des Deux Mondes* の一九五八年六月一日—二月一日号に連載の *Grands corps et Grands commis* は 國務院、外交官、財政監察院、裁判官、会計検査院、技術者職員団、知事職員団を取扱っている。Escoubé, op. cit. は「三統制職員団のほか、外交と知事の職員団を扱う。」

(4) E・N・A の最優秀学生がこの三職員団に入るため物凄い競争をする。拙稿前掲一五八—一五九頁の表をみよ。Escoubé, op. cit., p. 6. は E・N・A 学生の用語上この三職員団を指していることに注目している。プレステイジ、昇進、実権、影響力、諸特権等による。本稿二以下で検討する。

(5) わが国では大蔵省が實際上、一種の優越的・統合的地位をもっているといえようが、フランスでは、大蔵省は重要な活動的行政庁とはいえず、財政監察院より一段下に位置するとみられるのが実態である。大蔵省の局長は、財政監察官によって占められる場合が多い。やや古いデータであるが、v. P. Lalmière, *L'Inspection des Finances*, P.U.F., 1959, p. 131 et s.

(6) 例えば C. J. Hanson, *Pouvoir discrétionnaire et contrôle juridictionnel de l'administration, considérations sur le Conseil d'Etat statuant au contentieux*, L.G.D.J., 1958 (tr. par A. Cocatre-Zilgien); B. Schwartz, *French administrative law and the common-law world*, New York U.P., 1954.

(7) 神谷昭、フランス行政法の研究、有斐閣、一九六五年。野田良之、フランス法入門 9 コンセリュ・データと行政裁判、法学セミナー一九五八年一二月号。阿部泰隆、フランス行政訴訟論、有斐閣、一九七一年。兼子仁、現代フランス行政法、有斐閣、一九七〇年。山下健次、コンセリュ・データと立法行政活動、立命館法学三四号、一九六〇年。近藤昭三、フランス國務院と法律の優位、公法研究二四号、一九六二年。田中館照橋、フランス行政裁判制度、国立国会図書館、一九六八年等。

(8) 深瀬・中村、フランス公法最近文献覚え書き、北大法学論集二六卷四号、一八一—一八三、一九一頁の要旨・文献、および磯部力、フランス行政法学の新傾向、公法研究三八号、一九七六年、二四七—二四八、二五四頁参照。R. Drago, *Science administrative, caractères généraux de la science administrative, les structures administratives*, Cours de Droit, 1975, p. 306 が制度論的要

素が強いが標準的教科書。

(5) A. Hauriou, J. Gicquel, P. Gélard, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, Montchrestien, 1975, p. 729-731.

(10) Ch. Debbsch, *L'Administration au pouvoir, fonctionnaires et politiques sous la V^e République*, Calmann-Lévy, 1969.

二 国務院構成員の優秀性について

共和八年霜月二二日憲法(一七九九年二月一日)五二条の原則に基づき、共和八年雪月四日組織法(一七九九年二月二五日)により創設された国務院が、法案と政令の起草および行政事案の紛争解決の機関として出発して以来、一世紀と四分の三世紀を経、政府の法令に関する諮問機関および行政最高裁判所として進化してきたことは、繰り返すまでもない。

また、その制度の構造は、四つの行政部(内務、財政、土木、社会各部が政府・行政庁の諮問に応じ)、一つの訟務部(多数の課に分れる)から成立ち、司法大臣を国務院長とし、訟務部長を副院長(国務院の恒常的な直接の長)とし、各行政部に部長がおり、審議官(一九七〇年現在予算定員で、五六名の通常審議官、および一二名の非常審議官)、請求審査官(七〇名、一名は事務局長)、および聴聞官(一級・二級に分る。四四名)により構成されている。詳細は省略する。

本稿が考察の焦点とする「グラン・コールとしての国務院」のプレスティジや特権に関連してとくに注目し検討を要するのは、本項(二)で扱う構成員の採用の実態であり、他は、次項(三)でみるように、彼らが自由に国務院外の職務に従事しうる特典についてである。

さて、国務院の構成員は、第三共和制時代国務院自身が選抜していた(a)が、第二次大戦後第四共和制以来「国立行政研修所」Ecole Nationale d'Administration (E・N・Aと略)の卒業生から採用(b)されている。また、

部外採用 *le tour extérieur* の一部構成員がいる (c)。逐一検討しよう。

(a) 第三共和制下の國務院自身による最優秀者採用の実態

第三共和制においては國務院の最も若い構成員・二級聴問官は、國務院自ら選抜した（一八七二年五月二四日法五、六条に基づき、國務院制定の規則による選抜試験により採用決定）。選抜審査員ジュリイ会は、もっぱら國務院構成員で成立ち（三人の審査員で構成、うち一人が会長、副院長が選任する一人の請求審査官が副査。一九三一年に今一人請求審査官追加）、筆記・口頭試験（一八七二年決定、一九一三、一九三八年修正の試験課目による）を行なう。

さらに、このような國務院自身による自らの後継者選抜以前の段階において、國務院の中堅・若手である請求審査官と聴問官の相当数の者が、選抜試験準備の学生達の学習を指導し多大の影響（知的・道德的）を与えていた。一九七一年ブットミー *Emile Boumy* が創設したバリの政治学自由学院 *Ecole libre des sciences politiques* に集る受験生達に対し、彼らは、週に数回づつ試験課程にそくして教化・訓練を与えたという^(c)。

選抜試験は「極めて難かしく」^(エッペレーマン・ディフェッセル)、「諸グラン・コールの試験中でも最も難かしい」⁽⁴⁾といわれた。極めて広汎かつ精確で技術（實際）的な知識が要求された。また審査員は、筆記試験については厳格に公平不偏であり「依怙蟲員」⁽⁵⁾はないが、口頭試験においては審査員の主観的な要素——道德的資質、人格、一般教養、表現のスタイル、外観等に対する評価——が多かれ少なかれ這入ったようであり、審査員の期待する聴問官の理想像にしたがって評価され、ために審査員（國務院構成員一般）に多かれ少なかれ似た後継者を選ぶ結果となったといわれる。一八九九年から一九三六年までに採用された聴問官一二〇人のうち、一一六人が上記政治学自由学院⁽⁶⁾の卒業生であり、それは殆んど独占的といつてよく、その出身地域・社会層は「基本的にバリのブルジョアジー⁽⁶⁾」といわれる。

以上により、國務院構成員の採用制度が、院自身後継構成員を選ぶ「後継者自己選抜制」*cooptation* であり、最も

難かしい選択試験を突破し（他の行政庁職員に優位意識をもつ）たエリートが、実態上、社会的・道徳的同質性を維持できる採用機構であったことがわかる。それが「グラン・コール現象」の一端をなしていた。

(b) E・N・Aの最優秀卒業生の国務院就職

国務院の後継者自己選抜制（他のグラン・コールおよび行政庁も同じ）は、第二次大戦後（一九四五年）フランス高級行政官僚養成の独占的機関である国立行政研修所E・N・A創設により、根本的に改造された。そのユニークな教育制度設立の背景、教育組織と運用については、拙稿「フランス高級官僚養成の制度と実態」で詳論したので参照されたい。

E・N・A創設以後、国務院は自己の後継者を自ら選任しうる主人ではなくなった。E・N・Aにおいては、将来あらゆる行政庁に配属される研修生が一緒に二年半勉強し、その卒業にあたって研修生自身が——総合成績上位者の希望が優先——自からの配属官庁を選択することになったからである（希望官庁を志願する卒業生の席次順に配属が決まっていた⁽⁸⁾）。E・N・Aでの研修生の教育や試験の教師ないし審査員に、国務院構成員がなることは少なくともないが、他の行政官、教授等も多く、国務院の構成員はその一部を占めるにすぎない。

さらにE・N・Aの合格者を、恵まれた社会層（家族・環境）出身の青年以外に開放するため、第二試験制（公務員として五年以上勤務した者は、ならん教育資格要件なしに受験できる。この制度により研修生の三分の一を採用）がつくられ、また、前記政治学自由学院の事実上の合格者独占態勢を改めるため、同学院（は国立化・拡充強化され、パリ大学政治学研究所⁽⁹⁾となった。一九六八年以後不詳）以外に、地方大学に政治学研究所（エクス・アン・プロヴァンス、アルジェ、ボルドー、グルノーブル、リオン、ストラスブール、トゥールーズ各大学。一九六八年現在）が設置された。

右、第二次大戦後の改革を瞥見すると、嘗てのように、国務院自身が厳格な選抜試験により自らの後継者を採用して自らに相応しいと考える最優秀エリート団を構成するシステムではなくなったのだから、従来の「グラン・コール

現象」の原由の一角が崩れることになるのではないか。

しかしながら、新制度による改革にもかかわらず、実態は殆んど変わらず、国務院はE・N・Aを媒介として、最優秀者を集めている。E・N・A創設直後には、国務院は自らに相応しい高度の資質ある聴聞官が供給されないのではないかに不安をもった。しかし、次掲実績表のとおり、E・N・A卒業生中最優秀者が国務院を選挙する慣行がたまり、国務院の他官庁に対するプレスティジの優位（資質の優秀性）はかえって強化された——序列の相対的差異が一見明白にわかることにより——ともいえる。そして、国務院にとって唯一の現実的脅威は、財政監察院との対抗におけるトップ争いにおいてやや劣勢となるかにみえる年度があることである。次表により対照されたい（筆者の手許にある資料による）。

年次	E・N・A 卒業生総数	国務院配属者席次	財政監察院配属者席次
一九五五	一〇八名	三、四、五、八 (一、二は外務省)	六、七、九、一〇、一一、一三、一五、一七、一九
一九五六	七九名	二、五、六	一、三、四、七、八、九、一〇
一九五七	七六名	一、四、五、七、一〇、一五	二、三、六、八、九、一一
一九五八	六四名	一、三、六、七、一〇、一二、一四	二、五、九、一一、一三、一五
一九五九	五一名	五、六、七、一一、一二、一三、一四	一、二、三、四、八、九、一〇
一九六〇	七二名	五、六、七、一〇、一一、一二、一三	一、二、三、四、八、一四
一九六一	五七名	四、六、九、一〇、一一	一、二、三、五、七
一九六二	五五名	三、七、八、九、一〇	一、二、四、五、六
一九六三	五七名	一、四、五、八	二、三、七、九
一九六四	六五名	三、五、六、九、一〇	一、二、四、七、八
一九六五	九〇名	一、三、四、五、六、七、九	二、四、八、一〇、一一、一二

一九六六	一一二名	二、四、九、一〇、一一、一三	三、五、六、七、八、一二
一九六七	九七名	(一は外務省)	二、五、七、八、九
一九六八	一二〇名	一、三、四、六、一〇	一、二、三、四、五、六
……	……	七、八、九、一〇、一一	……
一九七二	一〇〇名	四、七、八、九	五、六、一二、一三
〔反乱〕といわれた例外的年度			
		(一、二、三は内務省)	

国務院の将来の担い手は、財政監察院のそれとE・N・A卒業成績の席次において一、二位を争い、第三位(合計検査院)に下ることはなく、他官庁を断然引きはなしているといつてよい。したがって、トップ・クラスの最優秀者により国務院が構成されているといわれることには証拠があるわけである。

国務院構成員の社会的出身層や道徳・教養等における同質性も、ほとんど変わっていない。一九四五年以前の国務院構成員の八五%近くは、国民の中の「最も安楽な階層」に属していたといわれるが、E・N・Aの研修生の出身層は、高級ブルジョアジーから中級ブルジョア層に拡がってきた⁽¹⁰⁾——それだけ民主化した——とはいえようが、E・N・Aでの教育は同質性を強めるものであってもその逆ではなく、国務院の同質性や統一性を損うにいたるようなものではない。また、第二試験を通じてE・N・Aから国務院に這入った者は極めて少数で(一九四五年以来一九六八年までに一〇名位にすぎないといわれ、かつ彼らは、下級(貧しい)公務員というのではなく、防衛大卒の武官とかE・N・A「受験準備・公務員」といわれるもので占められているといふ⁽¹⁰⁾)大勢に変わりはない。また、パリ大学政治学研究所で受験準備をしたE・N・A合格者が圧倒的に多く、地方の政治学研究所からの合格者が少ない状態も変わらないようである。

前記第三共和制以来の国務院のプレスティジは、その構成員採用システムの大変化にもかかわらず、E・N・Aのトップクラスの席次という目に見える形で最優秀者が集り、しかも最高エリートを負担する国務院の団結に^{ひび}をいれ

る要因はなにもあらわれていないのが、実情といえよう。

(c) 部外採用の構成員の等質化

第三共和制初期（一八七二—一八七五年）には、部外採用（國務院の正規の選考試験合格者以外の）構成員が、政府により政治的見地から任命されたり（大臣や政界の実力者の親族等が請求審査官となり）あるいは政府に従順な官僚（隠退の家）ともいわれ、県行政から過半数の審議官がとられた）により占められたため、批判が強く、一連の改革が進められた。請求審議官の四分の三のポストは一級聴問官に留保され（一九一〇年法）、年齢および一定の資格制限が設けられ（一九一一年法）により、請求審査官は三〇才以上、一〇年以上の公職勤務を要す。審議官は四〇才以上、審議官の三分の一しか部外から採用できないことになった（一九三三年三月一日法七条）。

部外採用構成員の資質や通常の構成員との同質性という観点からは、第三共和制初期には適格性の疑わしい者もいたようであるが「人民戦線」政府（一九三六—三七年）の任命も政治的濫用という程のものはない。第二次大戦後「レジスタンス運動」参加・貢献者が評価され相当数任命された（一九四四—一九四七年に及ぶ。請求審査官一〇名および審議官七名。逆にヴィシー派審議官で粛清された者あり）。第五共和制になってからは、請求審査官の殆んど総ては行政官の実績を積んでおり、審議官の経歴も多年の経験をもつ高級行政官（局長、知事など）であり、「政治的」任命の要素は認められないといわれる。

これを要するに、部外採用構成員は、その任命が政治的情実によることなく、また、多領域にわたり夫々経験ある行政（高級行政）官により占められ、國務院外の活動的諸行政庁との「風通し」をよくし、それら行政庁の実地状況を知り、院をして孤立と動脈硬化から免かれしめる部分として、むしろ國務院のプレスティジと等質性を補強——損うのでなく——している⁽¹⁾とみてよからう。

- (一)の a 詳細な国務院の歴史につき、Le Conseil d'Etat, son histoire à travers les documents d'époque, 1799-1974, C.N.R.S., 1974; Le Conseil d'Etat, Livre jubilaire publié pour commémorer son Cent-cinquantième anniversaire, Sirey, 1952.
- (一)の b P. Escoubé, op. cit., p. 12-14. によれば、それら高級スタッフは計一八八名とされている。C. Frank, Les fonctions juridictionnelles du Conseil Constitutionnel et du Conseil d'Etat dans l'ordre constitutionnel, L.G.D.J., 1974, p. 55, note (2)によれば、一九六九年一月一日の国務院構成定員は、三二名の聴聞官、七四名の請求審査官、六五名の審議官、一二名の非常審議官、五名の部長、一名の副院長、総計一八九名。
- (2) 試験課目は、一八七二年には、フランス政治法・憲法の一般的原則、国際法・フランス民法・フランス司法組織の一般的原則、行政組織および行政の諸問題、経済原論。一九二三—一九三八年に、行政・経済・社会生活における其後の変遷に対応しプログラムが修正された。Kessler, Le Conseil d'Etat, op. cit., p. 148 et note (2).
- (3) Le Conseil d'Etat, la Cour des Comptes, l'Inspection générale des finances, 1943, cit. par Kessler., p. 149.
- (4) J. Rigaud, Eléments pour une sociologie du Conseil d'Etat, 1962 (cit., par Kessler., p. 150.) は、高級官僚界に家族的関係—国務院審査官、会計検査官、裁判官、破産院顧問、大学教授らの子弟の—あることを指摘。
- (5) P. Rain et J. Chapsal, L'Ecole libre des sciences politiques, F.N.S.P., 1962, cit. par Kessler., p. 151. 授業料は一九四三年に八二五フランで相当高く、奨学金制は一九三八年以来やっと実施された。
- (6) T. Bottomord, Les hauts fonctionnaires français, Promotions, 2^e trim., 1955, cit. par Kessler., p. 151.
- (7) 前掲、一序註(2)文獻、一二五頁以下。
- (8) 同右拙稿、フランス高級官僚養成の制度と実態、一五七、一三七頁。
- (9) 同右拙稿、一五八一—一五九頁の表および、E. Z. Suleiman, Politics, power, and bureaucracy in France, the administrative elite, Princeton U.P., 1974, p. 93. の表および一九七一年九月のE・N・A生徒の首相に対する改革要求の願末(八九—九四頁)参照。最近の他の年度については、直接E・N・Aの資料にあたって調べるほかはない。
- (10) Kessler., p. 154.
- (11) Ibid., p. 162, 164-165.

三 國務院構成員の自由な院外勤務の特権的慣行について

國務院の構成員が院外の役職^{ポスト}に就き活動する自由は、第一帝制以来前世紀を通じて「定着した慣行」となり、制度化してきた。それは、國務院と諸行政実務との「交流」方法（前記國務院部外採用構成員も同趣旨をもつ）であるとともに、諸行政庁に対する國務院の優位を維持させることに資し、またその構成員の顕著な特権となっていたといつてよい。以下、その歴史的進化の背景（a）と現状（b）に分けて検討しておく。

(a) 背景——特典の法制化

一八七九年（七月三日）法（三條）が、第一帝制以来慣行となっていた國務院構成員が院外の役職に就きうることを「[出向] détachement」として法定した（一八五三年公務員年金法の取扱より有利な例外的特権を認めたことになろう）。以後一九一三年法（公務員一般の出向方法を法的に規定した。この法律以降、財政監察院の院外勤務が出向として制度化された）までは、實際上國務院構成員のみがこの特典を享受したといわれる。⁽¹⁾其後約一〇年、その出向方法をより拡大緩和しようという試みは代議院における反対が強く失敗した。

一九二三年（三月一日）法により、國務院構成員が院外公職に就く場合、五年を超えぬ期間内においては「正規職員外」hors cadreとして扱い、院外公職が終了すれば「彼らの（國務院の）職務および彼らの等級」に復帰する優先権をもつ（最初の空席に充当される）ことになった（其間、昇進や退職金に対する権利は喪失することになり、出向より是不利な条件ではあるが、やはり他行政庁に比べ特典。財政監察院も同法により同じ権利をもつこととなる）。なお「休職」mise en disponibilité制を利用して私的機関の職に従事することについては（一九〇九年布告により財政監察院が、一九三〇年法により会計検査院が、既にこの特典を与えられていた。両院が、財政的・経済的職務をもつことによる）、一九四〇年（二月一八日。ヴィシー政府）

法が、國務院にもその特典を認めるに至る。

一九四〇年法および一九四五年（七月三日）オールドナンス（両法令の内容は一九三八年のデクレ・ロワにより準備された）は、國務院構成員の休職以外を広く「現職」^{アン・グチヴィテ}とみなし、「正規職員外」の場合も後者に入り（院外就職の「正規職員外」期間終了後には、國務院構成員は「彼らが正規職員として留ったとしたら占めることになったであろう等級の名簿上に復帰し再置」さるべきである、と一九四五年オールドナンス四、五条が明記）、また「正規職員外」就職ポストの範囲が増大し、その特典は広汎なものとなり、未だ嘗てない程「国家活動の多くの部門の植民地化」^{コロニゼーション}が行なわれることになったといわれる。

(b) 現状——「伝統」に基づく特典の持続的慣行

第二次大戦後次第に、右一九四五年オールドナンスの態度を改め、國務院等の特権的差別扱いをむしろ是正・消滅させ、公務員の一般的地位の平準化を進める法制が進んだといえる。

まず、従来グラン・コールの構成員のみに認められていた諸特典は、公務員法の全面的改正（一九四六、一九五五年）⁽³⁾により、高級公務員全般が享受しうることが、法制上規定された。

また、一九六二年以降は、國務院構成員の院外職務に従事する際の地位については、公務員全般のそれと基本的に同様の規制が加えられることとなる。

國務院の「正規職員外」扱いの院外職従事は廃止され、他の公務員と同様、國務院の構成員も「委託」^{délégation}扱いとなる（一九六二年三月九日デクレ。期限は二年以内。一九六三年以降四年に延びた）。五年を超えぬ期間内での「長期出向」^{デラタシヨマンシトロンクデクレ}（更新により最大限二〇年に延長しうる）は、國務院だけでなく、他官庁の高級公務員も行ないうる（一九五九年二月一日デクレ）。「休職」三年以内、私的機関の職務に従事した場合、國務院構成員はその間昇進や退職にかんする特権を失う。

國務院構成員が、国会議員に立候補し選出され（落選？）議員として活躍することについて、その自由の尊重と規

制の仕方は注目すべきものがある。第四共和制当初以来、彼らは国会出馬の経験後自由に國務院に復帰しうることになっていた（第三共和制下では、国会議員として選出された後國務院を辭職。ただし、一九一三年以降は、若干の者は「正規職員外」扱いとして議員となった。一九五一年二月二六日デクレは、選挙された公職が國務院の職務と両立しえない義務を含む場合は、「正規職員外」扱いとし、昇進の権利は失うが、國務院に復帰の権利は認められていた）。一九六二年一月の総選挙で落選した四名（政府に対する反対党の代議員）につき問題になった（政府を批判し非難した者が、新たに政府の顧問官になることは、實際上両立しえないことだという議論があった）が、若干の躊躇の後復帰を認めた。改革委員会で検討の後、その答申に基づき、一九六三年（七月三〇日）デクレは、この問題を解決し、復帰を認めることにしたが相当厳しい条件を加えた（なお、聴聞官、請求審査官は、少なくとも四年は國務院の職務に従事すべきである。また、委託による院外職従事者は同位階者の五分の一を超ええぬ）。

これを要するに、以上みたとおり、法制上は、國務院が従来享受していた諸特権は次第に消滅し、他行政官庁の公務員と同じ法上の諸権利・義務をもつことになった。しかしながら、國務院構成員が実際上は他官庁等の——一般上級公務員に比べてはるかに多く——院外諸職務に従事している事實は、半世紀以上の「伝統」にもとづき、従来と変らぬ「慣行」となっているといつてよい。

第五共和制下（一九五九—一九六六年）においては、國務院構成員の出向等院外勤務者の数が第四共和制時代後半（一九五〇—一九五八年）に比べて、増大し、ほぼ三分の一が院外職に専従しているといわれ、さらに國務院内外職務の兼任者を合すればその数はいっそう増加するわけで、國務院構成員の院外における影響力の増大は否みえぬ傾向であろう。次項でその実態を検討しなければならぬ。

(一) Kessler, op. cit., p. 167-168.

(二) Kessler, op. cit., p. 170, note (4), p. 171.

(3) Kessler, op. cit., p. 171, note (4). J.-P. Negrin, *Le Conseil d'Etat et la vie publique en France depuis 1958*, P.U.F., 1968, p. 19-24. が第五共和制下の法規制の状況を院外勤務に専念する場合と院内外勤務を同時に行なう場合に分けて、簡潔に整理している。

(4) 議員の任期終了後、一定期間、「大臣のもとで調査、査察および統制の職責を委託」され、其期間後はじめて国務院の職務に復帰しう。九年以上国会議員であった場合には、法上当然にそのような職責につかせられ、期限の限定もない。国務院の職務遂行における「政治化」を防ぐという趣旨である。Kessler, p. 173. cf. Negrin, p. 69-71.

(5) 一般の行政官庁の上級公務員と国務院構成員とは、法形式上の取扱いは同じであるが、實際上重要な相違がある。後者には昇進につき簡単な位階の相違があるにすぎず、国務院の作業の組織はゆるやかであるのでぬけても迷惑をかけず、また出向後復帰して同じようにやり甲斐ある仕事ができる。これに対し、各省上級公務員の場合、出張は役職昇任にかかわり重大であり、各省の仕事は厳格に組織されているので当該上級公務員がぬけると職務の運行に支障を来すことになり、出向後復帰して従来と同様の役職が与えられるかにも不安がある。それら実際の差異が、伝統やプレスティジや国務院構成員の優秀さと相まって、従来と変らぬ根深い「風習」^{モイルス}となつてゐる、といわれる。Kessler, op. cit., p. 174.

(6) 長期的出向数が増加、一九五九年二七名、一九六〇年三二名、一九六一年三五名、一九六二年四二名、一九六三年四四名、一九六四—六五年四八名、一九六六年五〇名。さらに国会議員、一九五九—六三年に七名、一九六四年以降は八名となる。委託者数は一九五九年七名、六〇年三名、六一二年二名、六六年一名、と減少。Negrin, op. cit., p. 25, note (3). 一九五九—六六年の間の職種別では、国会議員一三名、大臣職四名、行政の部長長ないし顧問五〇名、公企業管理職一一名、在外国高級顧問一二名、国際機関への出向一四名。なお、そのうち、七八％が請求審査官、一八％が審議官、四％が聴問官によって占められるという。Negrin, *ibid.*, p. 26 et note (4).

一九七〇年の国務院の出向数は (E. N. Saleiman, op. cit., p. 245 の表による)、構成員総数二二九名 (審議官八一、請求審査官一一三、聴問官三五) のうち六〇名 (審一三、請四〇、聴七。なお休職七名) で、国務院内で勤務する者一六二名となつてゐる。

四 「指導職員団」としての国務院の影響力について

「指導職員団」corps de direction とは、ラリュミエール教授が、財政監察院構成員の機能として挙げた⁽¹⁾（統制的職員団）corps de controle と並べて）ものであり、その「表現」をネグラン氏が国務院の機能の説明のため「借用」⁽²⁾している。また、ケスラー氏の国務院を「指導的階級」⁽³⁾classe dirigeante ないし「高級官僚達のなかでの『指導的部分』」⁽³⁾catégorie dirigeante にあたるといわれることについての検討がある。これらの研究の問題意識は、国務院の構成員が（グラン・コールとしての財政監察院構成員と同様に）、上述のとおり院外諸行政機関の最高級の指導的役職に就き活躍している——「大官吏の貯蔵所」⁽²⁾reservoir de grands commis と呼ばれている——ことの実態ないし機能とその範囲を分析し、その実際の役割と特徴を判定しようとするところにあるといえよう。

フランス全官僚制あるいは政治・社会における右役割の社会科学的測定は、至難のことであり、充分成功した総合的業績に未だ接しえない筆者としては、本項（四）において国務院構成員の院外活動の分布状況を概観するとともに、次項（五）において国務院本来の諮問・裁判機関としての影響力について瞥見し、その結果を総合して、フランス官僚制における国務院の役割の独自の特徴を探りあててはかはないと思う。

(a) 国務院構成員の院外職務活動状況の概観

国務院構成員の院外活動の分布状況は、職務領域——①政治制度、②執行権、③国際関係、④公企業および私的部門、⑤諮問行政——別に（職務権限の性質によって）「決定権」をもつ職務の行使による「直接的影響」、および「決定の準備への参加」による「間接的影響」という区別による分類もあるが、それを職務領域別の整理に加味しよう⁽⁴⁾。検討し、全体の鳥瞰図をえようと思う。

① 憲法・政治制度領域では、憲法院(裁判的機関である)職員および国会議員を挙げうる。

1 憲法院については、判事(定員九名、任期九年、各三年、三分の一ずつ交替)中、四名が国務院の構成員(名譽あるいは現役。一九六八年までの統計、以下特記なければ同じ)であり、うち一名は、高名な元国務院副院長ルネ・カッサン René Cassin (一九六五年以降)であった。また、憲法院事務総長二名が国務院から出ている。憲法院の運営にあたり、当初から国務院の運用の「諸方法」⁽⁵⁾が影響したといえるであろう。

2 国会議員となった国務院構成員は、第四共和制時代には各立法期に四名(一九五二年。MRP三名、社会共和派一名)ないし五名(一九五七年、MRP二名、社会共和派一名、急進社会党二名)だった(一九四七年にはMRP三名のみ)のに対し、第五共和制下では増加している。総計延一四名(元老院二名、一名は無所属、一名は人民共和派。国民議会二名⁽⁶⁾三名再選)であるが、国民議会に、一九五八年六名(社会行動農民独立派三名、新共和国連合一名、社会主義グループ一名、無所属一名)、一九六二年には七名(新共和国連合三名、民主連合二名、労働民主同盟一名、社会主義グループ一名)であった。一部論者には、国務院官僚と政界との「結託」の証左とするが、それだけでは、理由に乏しいと思われる。数的に甚だ微少であり、党派の所属が分散しており、国務院と代議士との間に掘下げた対話のルートがあるとは考えられないからである。⁽⁸⁾

② 執行権内部での職務が、最も重要な活動領域である。

執行権内部にあって、いわゆる「基層政治—超行政」infra-politique et supra-administratifの次元において、政治的・行政的要素が密接に結合した部分に、国務院構成員の院外指導職員団としての最も重要な活躍領域があるといつてよい。しかもその活動場所は、外交ないし海外職務を別とすれば、殆んど全部バリエに集中しているのである。

3 大臣職について、統領制および帝制時代には殆んど全大臣が国務院から選ばれていた時期以来、多くの大臣が国務院出身であった。第三、第四共和制下には、二名の総理(Léon Blum, René Mayer)その他多数の大臣がそうであった。

第五共和制下では、政府によって異なる。一九五八年六月のドゴール政府には、二名（厚生相 Chenot、司法相 Debre）、一九五九年一月組閣のドブレ政府で首相を含め最も多く四名（Chenot 厚生、司法相、Chatenet 内相、Broglie サハラ庁長官）、また第三次ポンピドゥ内閣にドブレが蔵相となる。なお、第五共和制憲法による大臣職と国会議員の兼職禁止規定（二三条）が、國務院構成員の大臣任命を容易ならしめたという指摘がある。國務院以外の職員団（クーズ・ド・ミユルヴィル首相（一九六八—一九六九年）、ジスカール・デスタン蔵相は財政監察院）出身の高級官僚および大学教授が各内閣で占める比率が大きいこと（ドブレ内閣二〇名、ポンピドゥ内閣一三、一二、一五、一六名、クーズ・ド・ミユルヴィル一八名の大臣）とともに、彼ら大臣は国会議員に出馬して選挙され、大臣就任とともに議席を補充議員（議員数確保の役割が強い）に譲って自からは大臣となる例——実質的には多分に兼職と交らぬことになる——が多い（ドブレ内閣、六〇％。ポンピドゥ内閣、六四、六六、七二、八三％。クーズ・ド・ミユルヴィル内閣では、九七％）。

4 大臣官房 cabinets ministériels における國務院構成員の活動は、第三共和制以来甚大なものがある。第四共和制下においては、各内閣を通じ平均一二名（最高レコードは、マンデス・フランス内閣のもと二〇名）の國務院構成員が、大臣官房のポストを占めていた。第五共和制下では、さらに増大し一八名平均に達している。また両共和制下に三、四割が局長のポストであり、技術的顧問ないし囑託といった場合にも大臣の直接補佐官の実質をもつことが少なくない。グラン・コール相互の関係において、第五共和制下の一九六五、六年頃までの統計によれば、國務院が（財政監察院に対して）優勢であった。しかし、一九七〇年の統計表によれば、知事職員団（内務省）が急増し、財政監察院がこれに次ぎ、國務院が第三位におちている。最近の傾向については、慎重な検討を要する。なお、各省大臣官房は國務院構成員を通常一人しか配属できないので、彼らは多数の大臣官房に分散している。もっとも、國務院構成員がそのポストを獲得「取っておきの狩猟場 chasses gardées」といわれる部局があることに注目しておこう（一九四五—一九六

六年の間に、總理ないし首相の政府事務総長三名、政府事務総局局長四名、大統領府事務総局長二名、行政および公務員総局長四名、社会・相互保険局長一名、社会保障局長二名⁽¹⁷⁾。グラン・コール相互間の重要局長ポスト獲得戦は「仮借なき」(リリュミエール)ものがあるようである。

5 大統領事務総局は、第五共和制下においてとくに一九六二年憲法改正以降政治的中心機関となった大統領を補佐する「ブレイン・トラスト」⁽¹⁸⁾と性格づけられ「超執行権(フォウヴェ)ないし「超政府」は誇張ありとされ」るに至っているが、その事務総局と官房には、國務院構成員が相当数任命されている。一九六六年までに、官房局長一名(ドゴールのもと五年間、國務院名譽請求審査官ボンビドゥが勤めた)、事務総局の技術顧問四名、共同体事務局長一名(一九五九年二月—一九六〇年三月)および技術顧問一名が数えられている。一九六八年(八月)ドゴール任命の人事によれば、事務総局長B. Tricot⁽¹⁹⁾は國務院審議官、技術顧問に二名の請求審査官がいたが、ボンビドゥ大統領となつてからは(一九七〇年七月)、事務次長(事務総長は会計検査院審査官ジョベール)と技術顧問に請求審査官各一名が這入っている。法令および政治の顧問として優れた人材が集められているようである。

6 首相事務総局は、諸省を超えた性格をもつので國務院構成員の資質に最も適した職場とされ、第四共和制の最後の一〇年間は政府事務局長のポスト⁽²⁰⁾は、一人の國務院請求審査官が占め、第五共和制下も同様二人が占めた。総局中の総長へのステップとされる重要ポスト、立法部の部長も國務院から出ている。また、行政・公務員総局の局長も、第四、第五共和制(二人ずつ)を通じ四名の國務院構成員が勤めている。それらは、いわゆる國務院の「取っておきの狩獵場」の最たるポストとされる。また、行政・公務員総局は種々の公務員教育施設を管轄しており、とりわけE・N・Aの管理運営・教育の実施に國務院構成員が多大の影響力を及ぼしている。首相事務総局のその他の部局についても國務院構成員が指導的職務に就いている(トウリスムや情報の法的・技術的部局等)ほか、事務局長・法律顧問・報告

ゴイカシオン・フンデルミヌステリエル

委員等、國務院の省際的職分からいって、首相事務総局の多くの職域で（省際調整および他省の中心的制度として）働らく國務院構成員が多い。

7 中央行政諸官庁の諸部局に多くの國務院構成員が外向し、局長あるいは事務総長レベルの高いポストに就いている。一四名のうち（一九六六年現在）一二名が事務総長ないし局長である（聴問官一名は局次長、一名のみ課長^{レエフ・ド・セルグイス}）。第五共和制下に、国防省行政総局および文部省総局が創設されたが、それらの両事務総長は國務院請求審査官になった。民間航空局事務総長も然り。第四共和制時代から、主として司法省、労働省、公衆衛生・人口省の一定の局長のポストを國務院外向で占めていたが、第五共和制となり引続き局長として留ったり、新局長となった（労働および労働力総局）ものもあり、労働、社会保障、公衆衛生・人口省が併合され（一九六六年）た後、新社会事業省の七局のうち二局長を國務院構成員が占め、司法省の民事・尚壘局長と司法役務局長、文化省の建築局長、農林省の農業地域改良総局長、も同様である。また、産業省と大蔵省は本来他のグラン・コールの「取っておきの狩猟場」であるが、前者の鉱山局長、後者の国内商業庁商事局長に進出した。中央行政庁内へ進出したより若い國務院構成員は、必ずしも出向手続を要せず、局長、総長（多くの場合、國務院出身でない）側近で囑託として法律顧問となり働らいており、諸委員会での活動も重要である^①。

③ 国際・対外的領域について、以前から國務院構成員は活躍していたが、現共和制下でも同様、国際的組織ないし外国への代表ないし出向が多い。

8 国際的機関については、第四共和制から現共和制（一九四四—一九六〇年）にかけ、ルネ・カッサン國務院副院長が、国際連合の人権委員会議長およびヨーロッパ人権裁判所副所長として勤めたことが、特記される。後継副院長パロディ A. Parodi（一九六〇—一九七一年）も、第四共和制下においては、国連安保理事会および北大西洋条約機構構理

事会への常任代表（二人のうち一人）を勤めた。また国際労働機関事務局理事會フランス政府常任代表（二人のうち一人）およびヘーグ國際仲裁裁判所の判事にも国務院構成員が任ぜられている。國際的に活躍している（一九六八年現在）一四名のうち、四名が普遍的國際機構（請求審査官一名が信託統治理事會のフランス代表。顧問官一名が國際労働機関事務總長官房付）、他は地域の國際組織とりわけヨーロッパ國際諸機構の重要ポストで活躍している（ヨーロッパ經濟發展協力機構内で、生産性ヨーロッパ事務局局長に審議官一名、ヨーロッパ核エネルギー事務局に請求審査官一名のほか、とくに、ヨーロッパ共同体機構に最も多く出ている。二人の請求審査官がヨーロッパ共同体の執行部の法律局長および大臣會議法律顧問であり、またヨーロッパ經濟共同体の社會保障局長を請求審査官が勤め、ヨーロッパ核エネルギー委員會議長を審議官が勤め、また同委員會の專門委員として請求審査官が働らいていた。ヨーロッパ共同体裁判所の弁護士總長として、審議官一名が二年間活躍、一九六四年以降別な審議官に交替、同職を勤める）。

9 外国政府部内での勤務としては、第四共和制時代にアルジェリヤ總督やモロッコ保護領の法律顧問等に派遣されていたが、第五共和制となつてから旧植民地は獨立し、「發展途上國への技術的援助」の一環として、一一名の請求審査官と一名の審議官が外国（主として旧仏保護ないし共同体加盟國）政府部内で協力している。大別して、行政ないし法律・行政研習所の所長（二名ずつ計四名、カンボジャ、レオポルドヴィル）、また、最高裁判所の部長裁判官（六名、モロッコ、セネガル、コート・ディヴオアール、ダオメ）ないし行政部部长裁判官（二名、ラバ、アビジャン）、および技術協力使節（二名の請求審査官）として働らいている。⁽²¹⁾

④ 公企業および私企業部門

pantouflage という独自の通俗語があり、訳し難いが、高級官僚が公・私企業の要職に「転出」することをいう。わが國の「官僚の天下り」に類似するが、それ程垂直的・權威的語感はないように思う。財政監察院の場合がより重要と

思われるが、国務院構成員で公企業(内的転出といわれる)あるいは私企業(外的)に転出する者が少なくない。

10 公企業部門への転出は、近時増加の傾向にある。新聞企業全国協会の会長(一九五五年以来、国務院請求審査官)、フランス国営鉄道協会管理評議会議長(一九五八年任命、請求審査官)、ロレーヌ石炭企業社長(一九五五年以来、フランス・ラジオ・テレビ放送(二人の請求審査官、一人の審議官が相ついで会長)改革後も監視会議議長を経て新機構の管理評議会議長となり、ハバス協会 Agence Havas の会長となった等、「情報」部門は国務院の「封土」といわれる程である。運輸部門においても国務院構成員の転出が多く、国鉄管理評議会議長やパリ輸送公社社長、エール・フランス国営会社管理評議会議長のポストにもついている。機械工業部門で、北方航空社ノール・アヴィアソンの社長、また、保険部門において、国営保険会社連合の運営評議会議長、農業関係の公施設 F・O・R・M・A や商業関係の對外貿易全国センターの会長となっている。その他、国務院構成員が公企業の合議体に参加・協力している例が少なくない。それは、国内的のみならず国際的公企業部門に及ぶ⁽²⁵⁾。

11 私企業部門への転出は、それ程多くはない(二大戦間とくに一九三〇年に一一三名の構成員中三三名、二九%が転出したのを最高に、第二次大戦後は一九四六年一一五名中二九名、二五%から一九四四年二九名中二六名、一一%に逋減している)⁽²⁶⁾が、その転出先は私鉄関係、銀行・信託関係が比較的多い(財政監察院構成員が銀行、金融、機械、金属、化学、繊維工業に転出者が多く、「取っておきの狩獵場」とされる程ではない)が、多岐な企業に分散しており、しかも一人で数社をかけた例が大部分である⁽²⁶⁾ことが目につく。

⑤ 諮問行政⁽²⁶⁾について

以上例示した院外諸活動は、いずれも夫々の仕方において決定権をもつ職務であるが、諮問行政に参加し諸決定を準備することにより「間接的」に影響を与える場合も、實際上広汎かつ重要である。

12 諸諮問機関は、国務院自身のそれを別（次項五）として、その他多数の諸諮問機関に大別される。後者は、政府事務総局の分類によれば四七〇〇にのぼるとされるが、その呼称、構成、任務、機能、所属等は極めて種々雑多のものがある。そのうち、約一〇分の一の場合、国務院の構成員が「骨格」（議長あるいはメンバーとして。国務院行政部所属の審議官の主要な活動形態の一つは諮問機関としてのこれら審議会等の議長となることだといわれる²⁷）ないし「主動力」（報告者として）となつて活躍しているといわれる。それら審議会・委員会等の構成員あるいは専門補佐官としての指名は政府ないし大臣（通常、グラン・コールとくに国務院構成員が最有力の候補者となる）あるいは国務院自身（多くの場合副院長、時として総会）が行ない（後者の方が独立性が強い）、国務院構成員は、省際の中立ないし不偏の立場から、法律専門家として活躍し、それら諮問機関の答申を通じて立法・行政諸施策に重要な影響を与えることが少なくない。したがって、これら極めて多数の審議会等への参加を通じて国務院構成員が公的決定に及ぼす影響力は——全体を総合すれば實際上——国務院（政府の一般的諮問機関としての）自身の意見と同様の重要性をもつといえるであらう。

*

以上（二、三の検討に基づき）、フランス高級官僚群中トップ・クラスの資質能力をもつ国務院構成員（實際上その約三分の二）が、自由に院外勤務に向向する特権的慣行により、フランス高級行政等（憲法・政治・国際機関を含め、さらには公企業・私企業に転出）広汎に、指導的ポストに就き、重要かつダイナミックな活動をしている実態を、一二の領域（四、一—12）に整理して概観した。

このような「指導職員団」としての国務院の機能は、わが国その他諸外国に例をみず、従来わが国においてもっとも知られていなかったが、もっともフランス的な特徴を示す一側面であり、²⁸「大官吏の貯蔵所」として、国務院をグラン・コールの最たるものたらしめる核心にふれる部分（財政監察院、会計検査院と競合、とくに前者と覇を競う）であるとい

わねばならない。そもそも本稿研究の重点は、この実態を明らかにし、検討することにあつた。伝統的に研究されてきた国務院の諮問および裁判機関としての重要性が減ずるわけではないが、それらはむしろ「^{レギュラトリス}規制」機能であつて、本稿が検討した「指導職員団」の機能が「第五共和制下の（国務院の）公的生活における起動力的役割」を果しつつあるという指摘を無視することはできないであらう。

グラン・コールとしての国務院の役割の全貌を総括するためにはなお検討すべき問題が残っており（次項五、六）、また他のグラン・コールおよび官僚制全般と政治制度の実態（さらには社会全体⁽³²⁾）の総合的考察なくして、現代的「政治・行政テクノストラクチャー」⁽³³⁾といわれる実態のフランスの特徴について、科学（実証）的分析に基づく総合的結論を語ることとはできない。

- (1) P. Lalumière, *L'Inspection des Finances*, P.U.F., 1959, p. 127-178. は、大蔵省および各省官房の局長のポストの多くが財政監察官により占められ、それらの指導職員団の観を呈する実態を分析。なお、本書は、行政（社会）学的アプローチの研究の最初の優れたモデルとして、其後の此種研究に多くの影響を与えている。
- (2) J.-P. Negrin, *op. cit.*, p. 17. et note (1), p. 19.
- (3) M.-C. Kessler, *op. cit.*, p. 233, 260.
- (4) Negrin, *op. cit.*, p. 29, 53.
- (5) Negrin, *ibid.*, p. 30. 現事務局長、Lamothe-Dreux 氏を、国務院請求審査官^{ディレクター}。なお、C. Franck, *op. cit.*, p. 55-65. 拙稿「覚え書き」本誌二五卷四号、一六〇頁参照。cf. Y. Gaudemet, *Les méthodes du juge administratif*, L.G.D.J., 1972.
- (6) Negrin, *op. cit.*, p. 30-31; Kessler, *op. cit.*, p. 246-247, p. 245. 議員の年次と名前の表あり。一九四七年選出代議員 Coste-Floret, Fonlupt, Tinguy du Pouët. 一九五一年代議員 Fonlupt, Tinguy du Pouët, Coste-Floret. 元老員 Debré, 一九五七年代議員 Tinguy du Pouët, Coste-Floret, Debré, Brocas, Arrighi. 一九五八—一九五九年代議員 Debré, Brocas, Arrighi, Legaret, Brogli, Chandernagor, Lacoste-Lareymondie. 元老員 Lecannet (tour ext.). 一九六一年 Tinguy du Pouët, Debré,

- Duraffour, Guéna (t. ex.), Duhamel, Chandemagor, Deniau, 元老員 Lecannier (t. ex.), Martin.
- (7) Negrin, op. cit., p. 31, 33. cf. G. Belorgey, *Le gouvernement et l'administration de la France*, Colin, 1967, p. 6, 434.
- (8) C. Debbsch, *L'administration au pouvoir*, op. cit., p. 50-51.
- (9) 各省の大臣の直接かつ個人的な協力者の集まった「^{エグゼクティブ}総司令部」といわれ、当該省の行政諸部局と大臣との間の「^{アジャーン・ド・リヤソン}連絡官」の役割を果たす。テクノクラットの技術的知見が、責任を負うことなしに、大臣の政治的諸決定の形成に影響を与える中核的場所とされる。J.-L. Scurin, *Les cabinets ministériels*, R.D.F., 1956, p. 1207-1293 が詳しい。拙稿「フランスにおける法律の立案過程」比較法研究三三号「一六頁参照」Kessler, op. cit., p. 234 et s. ; cf. J. Pouydesseau, *Les directeurs des administrations centrales*, Mémoire, Paris, 1962, dact.
- (10) G. Negrin, op. cit., p. 34, ギョール政府下では一五名(局長六名、技術顧問五名、囑託四名)、ドブレ政府下で二一名(一三、五、二、特一名)「ボンビドゥ政府」一次下二六名、二次下一九名、三次下一七名。Kessler, op. cit., p. 235 の表によれば、第五共和制下(一九五九-六五)の七五名のうち、局長(次長一名)二七名(三六%)、技術顧問三九名(五三%)、囑託八名(四%)となっている。
- (10) G. E. N. Suleiman, op. cit., p. 248-249, 260. 一〇・三表によれば、局長ポストについても、知事職がトップで省官房職員計三四名、財政監察院二三名、国務院二一名、会計検査院一名……となっている。
- (11) Kessler, op. cit., p. 273. 大蔵省の局長のポストをめぐる財政監察官と大蔵省職員団上級行政官との争奪戦はさまざまにあり、それよりは国務院構成員のほうが抵抗少なく就任しうるようである。cf. Lalumière, op. cit., p. 131 et s. et 219
- (12) cf. J. Massot, *La Présidence de la République en France*, Notes et Etudes Documentaires, nos. 4343-4347, 21 decembre 1976, Documentation Française.
- (13) P. Verrier, *Les services de la Présidence de la République*, P.U.F., 1971, p. 74. ; J. Gicquel, *Essai sur la pratique de la V^e République*, bilan d'un Septennat, L.G.D.J., 1968, p. 180. は「アメリカ大統領制流の《brain trust》の移入」ないし「フランスの旧制度下の秘密顧問会議の移植と結論」、大統領が首相を通じてだけでなく、あらゆる公的部門をカバーする大統領の補佐者(少数だが精鋭)のチームの協力を通じて彼の大臣達との緊密な関係を維持するフランス流大統領制だと規定している。
- (14) トリコ氏の経歴は、国務院顧問官、内閣官房付、訟務政府委員、チュニジア総督法律顧問、内閣官房局長、アルジェリヤ問題

事務局長、大統領事務総局技術顧問、アルジェリヤ共和国総督代理、国防省行政事務総長を歴任しているが、そのような多方面な領域での経験をもつ若い（四七才）国務院審議官として、一つの範例を示すという。Verrier, op. cit., p. 20-21.

(15) Negrin, op. cit., p. 37.

(16) 拙稿「フランスにおける法律の立案過程」前掲、一六頁。

(17) 拙稿「フランス高級官僚養成の制度と実態」前掲、一三四頁以下参照。E・N・Aの創設者が国務院請求審査官のドブレダ

し、所長は「第一代」Bordeau de Fontenay氏が国務院審議官（外部採用）、第二代Gazier氏は、請求審査官。管理評議会については、国務院副院長が法定議長、二人の国務院構成員がメンバー。実習部長は国務院出向（一九六五年まで）、教授陣に国務院構成員が少なくない。また、パリ政治学研究所に少なからぬ国務院構成員若手が出向き後輩を育成していた。

(18) cf. F. de Baecque, *L'administration centrale de la France*, Colin, 1973.

(19) Negrin, op. cit., p. 40-44.

(20) Negrin, *ibid.*, p. 48-50; Kessler, op. cit., p. 275.

(21) Negrin, *ibid.*, p. 51-52.

(22) Lalumière, *L'Inspection des Finances*, op. cit., p. 69-92.

(23) Negrin, op. cit., p. 44-47.

(24) Kessler, op. cit., p. 252 の表参照。

(25) Kessler, *ibid.*, p. 257-258, p. 388, Annexe II の表をみよ。cf. Lalumière, op. cit., p. 87-89.

(26) 兼子仁「現代フランス行政法」有斐閣、一九七〇年、一一五—一二七頁参照。

(27) R. Maspétol, *Le Conseil d'Etat, grands corps et grands commis I*, Revue des Deux Mondes, avril 1958, p. 647.

(28) Negrin, op. cit., p. 53-64. 具体例の例示あり。Kessler, op. cit., p. 277-278.

(29) 例へば M. Letourneur, J. Méric, *Conseil d'Etat et juridictions administratives*, Colin, 1955; C. E. Freedeman, *The Conseil d'Etat in modern France*, Amis Pr., 1968. その他欧文行政法概説書が（殆んど）やれるところがない。最近の「行政学」研究より開発されつつある（本稿「註(8)」をみよ）とりわけ E. N. Suleiman, *Politics, power, and bureaucracy in France, the administrative elite*, op. cit. が重要な総合的研究である（とくに二七〇—二八二頁の本テーマ関連結論的部分）。

および拙稿、本誌二六卷四号一八三頁参照）。

- (30) Negrin, op. cit., p. 71.
- (31) Kessler, op. cit., p. 276-286. は、「指導職員団」として国務院構成員が、キー・ポジションを占める「極めて影響力ある活動者」であることを認めつつも「指導的階級」ないし高級官僚の「指導的部分」説には極めて限定的にのみ承認している。国務院構成員の個人個人の行動にみられる一定の同質性は示唆されているが、それらに共通する独自の思想やスタイルについては消極に解する。しかし、この点は、なお検討を要する。例えば、国務院判例を支配する「自由主義」イデオロギーの「政治的役割」について、D. Loschak, Le rôle politique du juge administratif français, L.G.D.J., 1972. の詳細な研究がある、等。
- (32) 例えば、M. Crozier, Le phénomène bureaucratique, Seuil, 1963, p. 383 et s. ; cf. du même, La société bloquée, Seuil, 1970, p. 221 et s.
- (33) cf. M. Duverger, Janus, les deux faces de l' Occident, Fayard, 1972, p. 143 et 187 s. (拙稿、本誌二五卷四号一五一頁)
R.-G. Schwartzberg, Sociologie politique, 1973, p. 259 et s. ; A. Hauriou, et als., Droit constitutionnel et institutions politiques, op. cit., p. 729 et s. ; M. Debré, Ces princes qui nous gouvernent..., Plon, 1957, p. 9-11.

Une étude sur le Conseil d'Etat comme un
grand corps de l'Etat (1)

Tadakazu FUKASE

C'est une étude, du point de vue de la science administrative,
sur le Conseil d'Etat comme un Grand Corps de l'Etat.

- (1) Introduction—Qu'est ce que "Grands Corps" ?
- (2) La qualité supérieure des membres du Conseil d'Etat
- (3) La pratique privilégiée pour le libre détachement des membres
hors le Conseil
- (4) L'influence du Conseil d'Etat comme "corps de direction"
(jusqu'ici, le présent numéro)
- (5) Les influences du Conseil comme organe consultatif et organe
juridictionnel administratif
- (6) Conclusion—Un aspect des traits caractéristiques de la haute
administration française